

ドルフィンズクラブ 会員規約

2003年1月1日 制定
2020年4月1日 改定
2023年8月1日 社名変更
2024年11月1日 改定

1. クラブの名称

本クラブ（以下「クラブ」）は、「ドルフィンズクラブ」と称します。

2. クラブの運営と所在地

クラブの運営・管理は、商船三井クルーズ株式会社（以下「会社」）が行います。また、クラブ運営のための事務局は、会社内に置きます。

3. クラブの目的

クラブは、会社が運航する一般募集クルーズを通じ、会員相互の親睦を図り、海とクルーズへの親しみを深めることを目的とします。

4. クラブの入会資格

クラブの入会資格は、会社が運航するクルーズ（一部のチャータークルーズを除く）（以下「クルーズ」）に乗船された乗客の方に限ります。チャータークルーズについては、一般募集型であり、且つチャーター主催者の承諾により、入会対象クルーズとします。ただし、ポイント等の特典は付与されません。

5. クラブへの入会方法

にっぽん丸およびMITSUI OCEAN FUJI乗船中にドルフィンズクラブ入会申込書のご提出、または、最終下船日から6か月以内にドルフィンズクラブ事務局までご連絡の上、ドルフィンズクラブ入会申込書の提出によりご入会申込がいただけます。

6. 入会申込みに対する承認・不承認

入会申込みに対する承認・不承認は、会社の自由な裁量により行います。

7. 会員証

会員証は、本人に限り有効であり、他者への譲渡は出来ません。万一、紛失・盗難などに遭遇された場合は、すみやかに事務局までお知らせください。なお、クラブの主催する催事および会員としてご利用いただけるさまざまな特典、サービス等をお受けになる際に生じる費用については会員のご負担となります。

8. 会員住所等の変更

会員が転居等の理由により、個人情報に変更が生じた場合には、事務局に変更の届出を行う必要があります。この届出が行われず、また不備だった為に連絡事項・特典の不達など、会員の不利益が生じてても会社は責任を負いません。

9. ポイントの獲得

会員がクルーズに乗船されると泊数に応じてポイントが積算されます。

1泊につき

にっぽん丸 スイートクラス 3,000ポイント/デラックスクラス 2,500ポイント/ステートクラス 2,000ポイント

MITSUI OCEAN FUJI ペントハウススパ以上 4,500ポイント/ペントハウス 4,000ポイント/ベランダスイートA,B,C,D 3,000ポイント/ベランダスイートE,F・オーシャンビュースイート 2,500ポイント

10. ポイントの合算

積算されたポイントを会員間で共有、合算及び譲渡することはできません。

11. ポイントの利用者

ポイントは、会員の指定する利用者（以下「指定利用者」）によってもご利用いただけます。但し、指定利用者の範囲は、会員の配偶者及び会員の2親等以内の親族の方（続柄を証する書類の提出をお願いする場合があります）で、且つ未入会の方に限らせていただきます（会員間の譲渡は出来ません）。また、ポイント利用申込み時に事前申請が必要となります。

12. ポイント利用上の制限

ポイント利用において、利用できないクルーズや利用キャビン数等の制限を設けることがあります。

13. ポイント利用の申込み

ポイント利用は、会員本人からの申込みとなります。指定利用者に譲渡した場合においても、会員以外の方からの申込みはできません。

14. ポイント利用クルーズの申込み手順

- クルーズお申込み時にポイントを利用する旨をお申し出ください。
- 予約を確認の上、会員本人が所定のポイント利用申込書（以下「申込書」）に必要事項を記入・署名の上、当該クルーズの始発港出発日の前日から起算して31日前に当たる日（当該日が休日の場合、直後の営業日）までに、事務局宛てにご提出ください。なお、31日を切ったからの予約の場合には速やかに申込書をご提出ください。申込書は、クルーズ終了後に事務局より送られるポイント通知書（以下「通知書」）に印刷されています。
- 通知書には、ご利用可能なポイントを「残高ポイント」、初回ご乗船からの積算ポイントを「通算ポイント」として記載しております。

15. ポイント利用クルーズの取消し

取消料発生前のクルーズの取消しの場合、当該ポイントは会員に返却いたします。また、取消料が発生する日以降のクルーズの取消しの場合、当該ポイントを適用後の旅行代金に対して所定の取消料を申し受けます。その場合には、ポイントは返却いたしません。

16. ポイントの換算

- ① 残高ポイント2,000ポイント毎に2,000円分の船賃に換算します。ほかの輸送機関、宿泊等を組み合わせたパッケージ旅行商品についても、船賃にのみ換算できます。
- ② クルーズ代金2,000円未満に対しても2,000ポイントで充当できますが、差額の返金はありません。
- ③ ポイントを現金に換金することはできません。
- ④ 通常のクルーズ代金に含まれない渡航手続き諸費用、取消料、寄港地観光ツアー代金、その他費用には換算できません。

17. その他割引券との併用

ポイントはクルーズご優待券等、その他割引券と併用することはできません。

18. ポイントの有効期限

ポイントを獲得したクルーズの始発港出発年の翌々年の12月31日までに始発港を出発するクルーズでご利用いただけます。

19. ポイントの金品との交換禁止

会員または指定利用者が、ポイントをいかなる形でも売買、または金品と交換することを禁止します。

20. 会員資格とポイント等特典の取消し

会員が以下の各項目のいずれかに該当するときは会員資格を取消し、ポイントの没収、未使用のすべての特典の取消しを行います。

- ① 会員の希望により退会される場合
- ② 会員の死亡の場合
- ③ 特典の不正利用、本規約または手続きへの違反、虚偽の通知等があった場合、もしくはその他会社との信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合
- ④ 会社の都合によりクラブを停止する場合

21. 会員特典の停止

最終乗船クルーズの出発日より3年間クルーズ乗船の実績がない場合、会員特典（①会員誌「海」、②MITSUI OCEAN CRUISESカレンダー、③総合パンフレット等）の発送を停止させていただきます。

22. ステージ会員

会社が運航する一般募集クルーズの中から事務局が選定したクルーズの通算乗船回数が規定数に到達し、会社が相応しいと認めた方を別途定めるステージ会員に選定いたします。ステージ会員に選定されますと、追加特典およびそのステージに応じた会員証を贈呈します。旧会員証はお客様ご自身で破棄をいただきます。

23. 特典の廃止・取消し・変更

会社並びにクラブは、会員への予告なしに、会員の特典の廃止・取消し・変更を行うことがあります。このような廃止・取消し・変更によって直接又は間接に、会員あるいは第三者に与えた損失もしくは損害に対し、会社は責任を負いません。

24. 退会会員のポイント取扱い

退会または資格が失効した会員のポイントを特典に引き換えることはできません。

25. 会員規約・特典の変更

クラブの会員規約・特典および運営は、会員への予告なしに変更される場合があります。この場合、会社及びクラブは会員に対し出来る限りその旨を通知しますが、会員が何らかの理由で通知を受け取らない場合について、会社及びクラブはその責任を負いません。

26. 特定会員へのキャンペーン

通算ポイント、その他クルーズへの参加条件の違い等により、会社はボーナスポイント、キャンペーン特典を特定の会員にのみ提供する場合があります。

27. ダイレクトメール送付の権利

会社は会員に対し、ダイレクトメール、電子メールでのキャンペーン資料、およびその他の宣伝資料を送る権利を有します。

28. 個人情報の利用目的について

クラブの入会に際し、申込書等に記載された個人情報は、旅行商品・説明会・催事・キャンペーンのご案内、特典サービス（会員誌「海」、MITSUI OCEAN CRUISESカレンダー、総合パンフレット等）のご提供、保有ドルフィンズクラブポイントのお客様への通知、将来よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析やアンケートの実施をする範囲内で利用させていただきます。また、個人情報はダイレクトメール発送業者に対し、予め電子的な方法等で送付することによって提供します。お申込みをいただく際にはこれらの個人データの提供についてお客様の同意をいただくものとします。

註) * 「通算ポイント」及び「通算乗船回数」とは、入会されたクルーズのご乗船から積算した通算のポイント及び、乗船回数（チャータークルーズを除く）です。なお、退会後に再度入会された場合は再入会されたクルーズから改めて積算いたします。

* 「残高ポイント」とは、所定の有効期限内にご利用いただけるポイントです。